

とちぎCDEJの会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「とちぎCDEJの会」と称する。

(所在地)

第2条 本会を次の所在地に置く。栃木県大田原市下石上 1453 那須中央病院内

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護師に対しては糖尿病看護に関する知識・情報の提供や交換により糖尿病看護に関する向上を図り、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士に対しては、各職種に関する向上を図り、もって糖尿病ケアにおいて質の高い多職種連携を目指し、地域に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は日本糖尿病協会友の会に属し、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 日糖協並びに栃木県支部の事業への協力
- (2) 研修会・講演会の開催
- (3) 日糖協月刊誌「さかえ」の配布
- (4) その他、糖尿病予防推進事業等への参画

第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士のいずれかの資格を有し、糖尿病合併症予防支援にたずさわる者で、入会を希望する者とする。ただし、旧とちぎ糖尿病医療スタッフの会の会員が希望した場合は移行できるものとする。

(入会)

第6条 本会の入会は、本会所定の入会手続きにより、役員会での協議を経て、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 本会の会員は、本会の目的を達成するため、必要な経費として所定の会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、顧問は会費の納入を要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも役員会へ退会届を提出して退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 会費を連続して2年分滞納した場合
- (2) 死亡又は失踪宣告

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1～2名
- (5) 会計監査 1～2名

(役員職務)

第11条 会長、副会長、庶務及び会計理事は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 庶務理事は、本会の事務、会議の設営等、本会運営の実務を統括する。
- (4) 会計理事は、本法人の会計実務を統括する。

(役員報酬)

第12条 役員は無報酬とする。

(役員任期)

第13条 役員任期については以下とする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 途中退任の場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 総会で役員を選任を行う。

第5章 財務

(財務)

第14条

- (1) 年会費は5000円とする。(内、日糖協栃木県支部に「さかえ年間購読料」2400円を支払う)。
- (2) 研修会・講演会の参加費は必要に応じ、別途徴収する。
- (3) 本会に係わる費用は会費、参加費及び、上記目的に賛同するものからの寄付、その他の収入をもってこれにあてる。
- (4) 余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越す。
- (5) 資金については会計が適正に管理を行い、毎月定期に会長の閲覧を受けるものとする。

(事業年度)

第15条 会計年度は毎年6月1日より翌年5月31日とし、年1回会計報告を行う。

第7章 運営

(会員総会の構成)

第16条 会員総会はすべての会員をもって構成し、会員の3分の2の出席をもって成立する。

(会員総会での報告と承認)

第17条 会長は、役員を選任、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、その他役員会が必要と認めた事項を総会において報告し、会員の承認を得る。

2 出席者の過半数の同意を持って決定する。

(会員総会の開催)

第18条 会員総会は年1回、6月に開催する。ただし、役員会が必要と認めたときは、会長は、臨時に会員総会を開催しなければならない。

第8章 その他

(顧問)

第19条 本会には顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、会長の推薦により役員会が決定する。

(2) 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができるが議決権は有しない。

(改正)

第20条 この規約の変更は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

(設立年月日)

第21条 本会の設立年月日は令和3年6月19日とする。

第9章 附則

(規約施行日)

1 本規約は令和3年6月19日より施行する。

2 本規約は令和3年8月24日より改定する。